

●香川県告示第163号

次の告示は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- (1) 昭和44年香川県告示第819号（狩猟税の徴収金のうち証紙徴収に係るものの課税地の指定）
- (2) 平成2年香川県告示第305号（香川県税条例の規定による軽油引取税の徴収金の課税地の指定）
- (3) 平成11年香川県告示第731号（香川県税条例の規定による自動車取得税の徴収金のうち証紙代金収納計器で自動車取得税額に相当する金額を表示させる方法により納付するものの課税地の指定）
- (4) 平成12年香川県告示第236号（香川県税条例の規定によるゴルフ場利用税の徴収金の課税地の指定）
- (5) 平成13年香川県告示第645号（香川県税条例の規定による自動車税の徴収金のうち証紙代金収納計器で自動車税額に相当する金額を表示させる方法により納付するものの課税地の指定）
- (6) 平成14年香川県告示第198号（香川県税条例の規定による利子割の徴収金の課税地の指定）
- (7) 平成14年香川県告示第199号（香川県税条例の規定による鉾区税の徴収金の課税地の指定）